

国際金融危機への対応で成果

～米国ワシントン D.C. における一連の国際会議について～

国際局国際機構課課長補佐
梅村 元史

米国ワシントン D.C. において、10 月 10 日に G7（7 か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、11 日に IMFC（国際通貨金融委員会）、G20（20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議）、12 日に世銀・IMF 合同開発委員会、13 日に IMF・世銀総会が開催され、国際的な金融市場の動揺とそれへの対応を中心に議論がなされました。その結果、G7 行動計画が策定され、その行動計画に対して国際社会の支持が表明されるなど、国際金融危機への対応で成果がありました。

以下、その概要について報告します。なお、本文中の意見にわたる点は、筆者個人のものであることを申し添えます。

G7 について

10 月 10 日（金）に、G7（7 か国財務大臣・中央銀行総裁会議）が開催され、我が国からは、中川財務大臣、白川日本銀行総裁及び篠原財務官が出席しました。会議では、サブプライム・ローン問題による金融市場の混乱やその実体経済への影響を受けて、世界経済の動向や国際金融市場の問題を中心に議論が行われました。

（注） G7 については、財務省のホームページや拙稿ファイナンス 6 月号「G7、IMFC（国際通貨金融委員会）について」などを参考にしてください。

（1）今回の G7 開催の背景となる世界経済・金融市場の現状

まず、今回の G7 が開催された背景となる世界経済や金融市場の状況について、IMF の見方等も参考にしながら、概観します。世界経済は、2008 年度後半から 2009 年にかけて大きく減速し、2009 年の成長率は 3% に低下すると見込まれています。各国における経済成長率については、IMF による世界経済見通し（2008 年 10 月公表）（資料 1）をご参照下さい。また、金融市場の混乱は、9 月以降劇的に高まり、金融機関や市場の信認を大いに揺さぶり、当面の間、金融市場は緊張した状態が続く見込みとなっています。一方、インフレは、依然として高水準であるものの、経済活動の冷え込みと原油などの一次産品価格の下落傾向に伴って、和らぐ兆しを見せていますが、一次産品価格は、引き続き高水準で推移しており、変動幅も激しくなっています。

金融市場におけるリスクは、各国における政

(資料1) IMFによる世界経済見通しの推移
(2007年7月世界経済見通し以降)

	2007年	2008年					2009年	
		(参考) 前回までの見通し				(今回) 2008.10	(前回) 2008.7	(今回) 2008.10
		2008.10	2007.7	2007.10	2008.4			
日本	2.1	2.0	1.7	1.4	1.5	0.7	1.5	0.5
米国	2.0	2.8	1.9	0.5	1.3	1.6	0.8	0.1
ユーロ圏	2.6	2.5	2.1	1.4	1.7	1.3	1.2	0.2
英国	3.0	2.7	2.3	1.6	1.8	1.0	1.7	- 0.1
先進国計	2.6	2.8	2.2	1.3	1.7	1.5	1.4	0.5
途上国計	8.0	7.6	7.4	6.7	6.9	6.9	6.7	6.1
うちアジア	10.0	9.1	8.8	8.2	8.4	8.4	8.4	7.8
うち中国	11.9	10.5	10.0	9.3	9.7	9.7	9.8	9.3
世界計	5.0	4.8	4.4	3.7	4.1	3.9	3.9	3.0

(出典) IMF 世界経済見通し (2008年10月) 等

策対応にも拘わらず、世界経済の下方リスクと
なっています。そして、金融市場の混乱を受け、
IMFによるサブプライム・ローン関連損失推
計は、2008年4月時点では9450億ドルでし
たが、2008年10月時点では1兆4050億
ドルに増加しています。IMFによるサブ
プライム・ローン関連損失推計については、
資料2をご参照下さい。

こうした経済情勢や金融市場の混乱に対
して、G7を始めとする各国は、G7開催に
先立ち、銀行救済策、預金保護、流動性
供給の分野で対策を講じてきました。10
月3日には、米国で、緊急経済安定化法
案が成立した他、10月8日には、英・伊
では、資本注入を含む銀行救済策が発表
されました。その詳細について述べる
のは誌面の都合上差し控えますが、資料3
を参照して下さい。

(2) G7における世界経済・金融市場に 関する議論と日本からの主張

今回のG7は、このような世界経済・金
融市場の現状を背景に開催され、現下の
世界的な金融混乱の状況とその対応策に
ついて集中的な議

論が行われました。

日本からは、現下の世界経済・金融情
勢を踏まえ、主に

- ・ 金融機関に対する公的資金注入に
関して、日本の90年代の経験を踏ま
えて、システムリスクを回避するため、
いくつかの政策パッケージの中の重要
な柱として公的資金注入は必要である
こと、
 - ・ IMFが積極的かつ柔軟にこの危機
に対応していかなければならないこと、
そして、必要ならば、日本もIMFに
資金貢献を行う用意があること、
- を主張しました。

日本の90年代のバブル崩壊後の経験
から、不良債権問題や金融危機の対応
において以下の教訓を一般的に導くこ
とができると考えられます。

- (1) 不良債権問題の対応においては、
その抜本処理が必要です。我が国では
不良債権を金融機関から買い取るシ
ステムを創設し、主要行に対し期限
を区切った不良債権の

(資料2) IMF によるサブプライム・ローン関連損失推計 (単位: 億ドル)

米国のローンに係る償却推計値			
	残高	4 月 GFSR 損失推計値	10 月 GFSR 損失推計値
サブプライム	3,000	450	500
Alt-A	6,000	300	350
プライム	38,000	400	850
商業用不動産ローン	24,000	300	900
消費者ローン	14,000	200	450
企業向けローン	37,000	500	1,100
レバレッジ・ローン	1,700	100	100
合計〔①〕	123,700	2,250	4,250

関連証券に係る時価評価損推計値			
	残高	4 月 GFSR 損失推計値	10 月 GFSR 損失推計値
ABS	11,000	2,100	2,100
ABS CDOs	4,000	2,400	2,900
プライム・モーゲージ担保証券	38,000	0	800
商業用モーゲージ担保証券	9,400	2,100	1,600
消費者ローン担保証券	6,500	0	0
ハイグレード社債	30,000	0	1,300
ハイイールド社債	6,000	300	800
ローン担保証券	3,500	300	300
合計〔②〕	108,400	7,200	9,800

合計〔①〕 + 合計〔②〕	232,100	9,450	14,050
---------------	---------	-------	--------

(出所) IMF 国際金融安定性報告書 (2008 年 10 月)

(資料3) G7 前の各国の対策 (10 月 3 日(金)～8 日(水))

	銀行救済策等	預金保護	流動性供給策
3 (金)	<米>「緊急経済安定化法案」の成立	<英>預金保険上限額の引上げを 発表	
4 (土)	<欧州>金融安定化対策のため、 欧州 4 カ国 (英・仏・独・伊) 首脳会議を開催		
5 (日)	<独>官民協調融資によるヒ ポ・リアル・エステートの救済 を発表	<独>個人預金の全額保護を発表	
6 (月)		<デンマーク>預金全額保護を 発表	<FRB>準備預金への金利付 与を発表
7 (火)		<アイスランド>国内の金融機関 を実質国有化。預金全額保護	<FRB>無担保 CP・資産担保 CP の買取制度を創設
8 (水)	<英>資本注入、短期流動性供 給を含む銀行救済策を発表 <伊>資本注入を含む銀行救済 策を発表	<台湾>預金全額保護を発表	<欧米 6 中銀>協調利下げ <FRB> AIG 追加支援策発表

オフバランス化に加え、不良債権比率の2年強での半減を要請しました。その結果、不良債権比率は8.4%（2002年3月末）から2.9%（2005年3月末）まで低下しました。

- (2) 不良債権の抜本処理の結果、金融機関が資本不足となる場合には、迅速かつ十分な増資が必要となります。民間の増資努力に限界がある場合、最終的なセーフティネットとして公的資金による資本増強の仕組みが有効ですが、我が国では、のべ37行に対し12.4億円の資本増強を実施した結果、市場の信頼が回復しました。

ただし、金融機関に対する公的資金の活用には、国民の間に強い抵抗があり、①公的資金注入先金融機関に対する経営健全化への強いインセンティブの付与、②経営健

全化の果実を国が享受できる仕組みの導入、③経営者責任・株主負担などにより、国民の理解を求める必要があります。

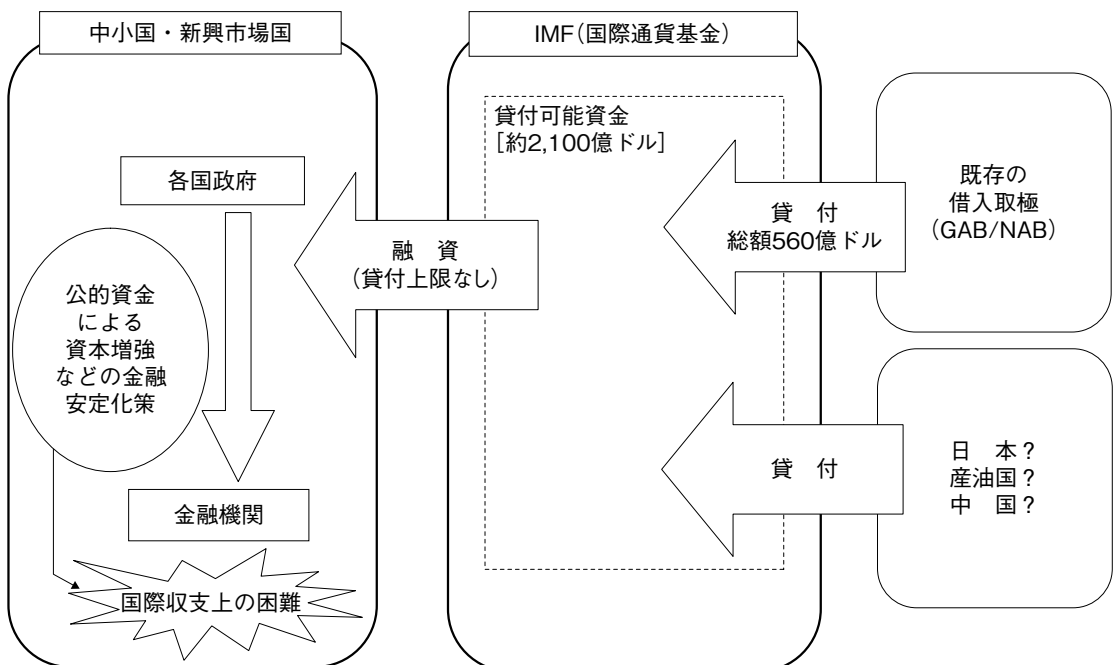
- (3) 金融危機時には、預金等全額保護などの例外的措置も選択技ですが、モラル・ハザードや国民負担を覚悟する必要があります、国民の合意が前提となります。

また、金融危機への対応におけるIMFの重要な役割と日本の貢献についてのG7等を通じた日本のスタンスとしては、

- (1) 国際金融システムの安定のために、IMFは、より積極的、柔軟な役割を果たすべきであり、比較的規模の大きな金融機関を有する中小国や新興市場国を念頭に置いて、加盟国が金融機関の資本増強や預金保護の

(資料4) 国際金融安定化のためのIMF緊急ファシリティ構想（日本提案）

目的：各国政府が行う、金融機関の資本増強を含めた金融システム安定のための施策に必要な資金を供給



ための財政出動など金融システム安定のための措置を行うための資金を提供する、

- (2) 原資としては、IMF の一般資金で利用可能な資金が2,000 億ドル以上見込まれるほか、仮に不足した場合には、GAB や NAB といった既存の借入取極に加え、我が国の外貨準備あるいは中東産油国や中国等から IMF に貸付を行うという選択肢も存在する、というものでした。日本からの提案については、資料 4 をご参照下さい。

(注) GAB (一般借入取極) や NAB (新規借入取極) とは、参加国が貸付枠を予め設けておき、IMF がスタンバイ等の融資をある対象国に行う際に、資金不足の状態になることが見込まれる場合には IMF が実際に参加国に貸付を求める制度。

こうした議論を踏まえ、G7 では、各国が現下の危機的状況についての共通の認識の下で、あらゆる利用可能な手段を活用して断固たるアクションをとると合意し、これを以下の5項目の行動計画にまとめ、明確なメッセージとして打ち出しました。

< G7 で合意された 5 項目の行動計画 >

- ① システム上重要な金融機関の破綻を避けるため、あらゆる手段を活用
- ② 信用市場・短期金融市場の機能回復のためすべての手段を講じる
- ③ 金融仲介機関の信認を再構築するのに十分な量で、必要に応じ、公的資金・民間資金の双方により資本を増強できることを確保
- ④ 預金の安全に対する信認維持のため、各国の預金保険・保証プログラムの頑健性・一貫性を確保
- ⑤ 証券化商品の流通市場を再開させるための行動をとる

また、日本からの主張等を踏まえ、今回の混乱により影響を受ける国々を支援する上で IMF が果たす決定的に重要な役割を強く支持することも G7 として合意されました。こうした IMF の役割の見直しについては、IMFC (国際通貨金融委員会) でも議論されましたので、後述することとします。

更に、金融安定化フォーラム (FSF) の提言に関するフォローアップの報告がドラグィ FSF 議長よりなされました。これは、2008 年 4 月の G7 においては、FSF より最終報告が提出され、100 日以内に実行しなければならない優先順位の高い勧告及び 2008 年末までに実施すべき勧告が特定され、今回の G7 までに包括的なフォローアップを行うことが要請されていたことを受けたものです。今回のフォローアップ報告では、① 4 月の G7 声明において 100 日以内に実施とされた事項は全て対応済みである一方、② FSF の提言の実施状況を監視していくほか、今後、以下の事項について、追加的に対応すべき、あるいは実施を加速すべきとされました。

<追加的な対応をすべき分野>

- ・ 各国での危機対応の実態を国際的な相互作用や一貫性の観点から検証
- ・ 自己資本、損失引当て、金融機関の報酬体系、価格評価とレバレッジに関するプロシクリカリティに関する検証 (来年 4 月の G7 で報告予定)
- ・ 規制対象外の金融機関等を中心に、金融規制の対象範囲の再検証
- ・ マクロ経済上の監視と健全性監督との統合

<実施を加速すべき分野等>

- ・ 市場参加者は、OTC (店頭) クレジット・デリバティブの集中決済枠組みを整備し、OTC デリバティブ市場のより堅固な運営プロセスを実現するために作業を進める
- ・ 会計基準設定機関は、市場が機能不全時の金融商品の価格評価に係るガイダンス強化と、オフバランスシート活動に関する新

たな会計・開示基準の策定作業を速やかに完了

- ・ 信用格付機関は、証券化商品に関する情報・格付けを、それ以外の格付けと区別するというFSF提言に沿った取組みを強化
- ・ 業界慣行の改善を提言した民間セクターの団体は、時期を得た実施を厳格に監視し、報告するための枠組みを構築

こうした報告を踏まえ、G7としては、FSFの提言の完全な実施を加速することと、金融システムの改革が差し迫って必要であることで認識が一致しました。

(注) 金融安定化フォーラム (FSF)、FSFの提言、2008年4月G7でのFSFの提言を巡る議論については、以下のホームページと共に、拙稿ファイナンス6月号「G7、IMFC (国際通貨金融委員会) について」を参考にして下さい。

【FSF 最終報告・フォローアップ状況】

FSF ホームページ：

<http://www.fsforum.org/home/home.html>

金融庁ホームページ：

<http://www.fsa.go.jp/inter/fsf/20080412.html>

<http://www.fsa.go.jp/inter/fsf/20081011.html>

(3) ワーキング・ディナー

G7の本会合終了後、金融危機に関する各国の経験とその教訓をテーマとする夕食会が開催されました。日本からは、90年代のバブル崩壊後の不良債権問題や金融危機への対応に関する経験と教訓を説明しました。

(4) 日米バイ会談等

10月10日(金)には、G7会合に先立ち、ポールソン米国財務長官と2国間会談を行いま

した。また、10月11日(土)朝には、ブッシュ大統領とG7財務大臣との間で、金融市場の問題について議論を行いました。

(5) G7 終了後の各国の動き

こうしたG7の行動計画に則り、欧米諸国では、金融機関への資本注入や金融機関の債務保証といった支援策が迅速に取り纏められています。具体的には、10月12日には、ユーロ圏緊急首脳会議が開催され、公的資金による金融機関への資本注入等を柱とする「共同行動計画」が採択され、翌13日には、これに基づき、仏、独、西などが金融機関への救済策を一斉に発表しました。また、10月14日には、米国政府からの①金融機関に対する総額2,500億ドルの資本注入、②米国連邦預金保険公社(FDIC)による金融機関の債務保証、決済性預金の全額保護による流動性対策、③FRBによるコマーシャルペーパー購入を柱とする金融機関支援策が公表されました。それらの詳細を述べるのは、誌面の都合上差し控えますが、資料5をご参照下さい。

【G7 行動計画】

財務省ホームページ：<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame.html>

IMFC (国際通貨金融委員会) について

10月11日(土)に、IMFC (国際通貨金融委員会)が開催され、我が国からは、中川財務大臣、白川日本銀行総裁及び篠原財務官が出席しました。会議では、世界経済やIMF改革などについて議論が行われました。

(資料5) G7 後の各国の対策 (10月12日(日)～18日(土))

	銀行救済策等	預金保護	流動性供給策
12(日)	<欧州>ユーロ圏(15カ国)緊急首脳会議開催、公的資金による金融機関への資本注入等を柱とする「共同行動計画」を採択	<豪>3年間の預金全額保護を 発表 <NZ>2年間の預金全額保護を 発表	
13(月)	<英>大手3行に公的資金注入を実施する旨発表 <欧州>ユーロ圏首脳会議の「共同行動計画」に基づき、仏、独、西などが金融機関への救済策を一斉に発表		<日銀、FRB、ECB等の5中央銀行> ドル資金を適格担保の範囲内で無制限、固定レートで供給する対策を発表
14(火)	<日本>中川財務・金融担当大臣の談話発表 <米>金融機関への資本注入を含む金融機関救済策を発表	<米>決済性預金の全額保護を 発表 <香港>2010年までの預金全額保護を発表	
15(水)	<G8首脳>世界経済に関する声明発表 <欧州>EU首脳会議、加盟27カ国全体が金融危機対策の実施で合意		<ECB>適格担保の対象拡大、為替スワップでのドル及びスイスフラン資金供給策を発表
16(木)	<スイス>UBSへの公的資金注入及び不良資産買取りを発表	<マレーシア、シンガポール> 2010年まで預金全額保護を発表	
17(金)	<独>金融救済法成立		
18(土)	<米・欧州>金融・世界経済に関する首脳会合開催を提案		

(注) IMFC は、国際通貨及び金融システムに関する問題について IMF 総務会に勧告する役割を強化することを目的として、従来の IMF 暫定委員会を常設化・改編することにより、1999 年 9 月に設立され、春・秋の年 2 回開催されており、今回は第 18 回目の開催となります。

(1) G7 行動計画の支持

まず、IMFC では、10 月 10 日(金)に合意された G7 行動計画を強く支持することが表明されました。IMFC において、G7 声明が直接引用されることはあまり例がありませんが、現下の金融市場の混乱に鑑み、IMFC 参加国からもその行動計画が支持されたものと解することができます。

(2) 融資制度を含む IMF の役割

また、融資制度を含む IMF の役割については、日本からは、G7 で述べた基本的考え方を更に具体的に敷衍し、IMF が積極的かつ柔軟にこの危機に対応していかなければならないこと、そして、必要ならば、日本も IMF に資金貢献を行う用意があることを主張しました。こうした主張を含めた議論の結果、IMFC においては、金融危機の深さやシステム上の特徴に鑑みると、例外的な警戒、協力、及び大胆な行動をとる用意が必要とされました。そして、IMF は、国際金融の安定を回復し維持するため、必要な多国間協力を促進するという中核的な使命を有するとされ、加盟国の資金ニーズを満たすため相当の資源を迅速に提供できるようにすべきであるとされました。その上で、危機への

頑健な政策対応を議論し発展させることへの IMF の取組の強化が要請されました。

融資制度に関する IMF の役割については、融資制度がグローバル化の課題、とりわけ現在の金融危機に対処するのに役立つことにより、加盟国に信認を与える上で重要な役割を果たすことが強調されました。加盟国の変化するニーズに適応するよう、IMF の融資制度の見直しに向けた更なる努力が必要とされ、①融資のための分析枠組みの見直し、②流動性供給の新インストルメントに関する作業の前進、③コンディショナリティの見直し、④低所得国に対する融資制度の見直し、⑤アクセスリミットや融資期間の見直し、の5分野の進捗計画が支持されました。このうち、強い合意と特別の緊急性がある分野において決定を加速し、2009 年総会までに全ての分野において決定を行うことが強く懇願されました。

更に、IMF は、①現在の危機から必要な教訓を導き、信認と安定を回復するのに効果的な行動を提言する上で主導的であること、②FSF、G20 等との協力を向上させること、③直ちにこのイニシアティブを開始し遅くとも次回の会合に報告することが要請されました。

(3) サーベイランスの推進

サーベイランス（加盟各国の経済状況及び財政・金融・為替政策に関する評価と、当局との協議）の推進については、IMF におけるサーベイランスの中心的な役割が強調され、サーベイランスにおける優先事項に関する初めての声明が支持され、その優先事項の進捗状況について定期的な報告がなされることとなりました。

(4) ソブリン・ウェルス・ファンドに関するサンディエゴ原則

サンディエゴ原則（ソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）に関する一般に受け入れられた原則と実務）については、SWF に関する国際作業部会がこれを策定したことが賞賛され、同作業部会が同原則のレビューなどのために常設部会の設置を検討していることが歓迎されました。SWF は資産規模が大きく、組織構造、リスク管理、投資戦略等が不透明であることなどから、投資受入国における懸念の原因となり、正当な安全保障上の懸念を惹起し得ることから、2007 年 10 月の G7 において、SWF に関する最良慣行を IMF 等において策定することに意義があるとされたことを受け、IMF の国際作業部会において、SWF に関する最良慣行案の策定作業が進められてきました。

(5) その他

協定改正を含むクォータとボイスの改革、及び投資権限の拡大に関する理事会での合意を歓迎し、各国による早期の国内手続きを促進することとされました。また、IMF のガバナンスの再評価を歓迎し、次回 IMFC までに進捗状況報告がなされることを期待するとされました。

【IMFC コミュニケ・日本国ステートメント等】

財務省ホームページ：<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame.html>

なお、IMFC における各国のステートメントやバックグラウンドペーパーについては、<http://www.imf.org/external/am/2008/index.htm> で見ることができます。

ソブリン・ウェルス・ファンドに関する「一般に受け入れられた原則と実務」(概要)

法的枠組み、政策目的、マクロ経済政策との調整

- ソブリン・ウェルス・ファンドの法的枠組みは、健全であり、かつ、効果的運営及び目的達成に資するものでなければならない。(原則 1)
- ソブリン・ウェルス・ファンドの政策目的は、明確に定められ、かつ、公表されなければならない。(原則 2)
- ソブリン・ウェルス・ファンドの活動がマクロ経済上の直接的で重大な影響をもたらす場合には、その活動は、マクロ経済政策全体との整合性を保つよう、財政・金融政策当局と緊密に調整されるべきである。(原則 3)

ガバナンス・アカウンタビリティ

- ソブリン・ウェルス・ファンドのガバナンス枠組みは、ソブリン・ウェルス・ファンドがその目的を遂行する上で説明責任や業務上の独立性を高めるために、健全であり、かつ、明確で実効的な役割分担、責任の所在を定めなければならない。(原則 6)
- ソブリン・ウェルス・ファンドの業務のアカウンタビリティ枠組みは、関連の法制、定款、その他の設立文書、又は運営合意において明確に定められなければならない。(原則 10)
- ソブリン・ウェルス・ファンドの業務及び実績についての年次報告及び付属の財務諸表は、適時に、認められた国際会計基準又は国内会計基準と整合的な形で準備されなければならない。(原則 11)

投資政策・リスク管理

- ソブリン・ウェルス・ファンドの投資政策は、明確であり、かつ、ファンドの所有者又は理事会により決められたところの所定の目的、リスク許容度、及び投資戦略に整合的であるとともに、健全なポートフォリオ管理の原則に基づくものでなければならない。(原則 18)
- ソブリン・ウェルス・ファンドの投資決定は、純粋に経済的ないし金融的な根拠に基づき、投資政策と整合的な形でリスク調整後の収益を最大化することを目的としなければならない。(原則 19)
- ソブリン・ウェルス・ファンドは、その業務上のリスクを特定、評価、及び管理するための枠組みを備えなければならない。(原則 22)

【IMF 国際作業部会・サンティアゴ原則】 <http://www.iwg-swf.org/index.htm>

G20 (20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議) について

10 月 11 日 (土) 夕刻には、ブラジルのマンテガ財務大臣を議長として、ワシントン D.C. の IMF 本部にて、臨時の G20 (20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議) が開催されました。同

会議には、米国のブッシュ大統領も参加し、先進国と新興市場国の間で、現在の金融市場危機及びその世界経済への影響について、議論が行われました。

会合の結果、①今回の金融危機を乗り越えるために協働し、国際金融市場の規制、監督、総

(コラム) IMF「世界経済見通し」、「国際金融安定性報告書」(2008年10月)

今回のIMF「世界経済見通し」においては、第1章・第2章において世界経済の現状と見通しが示されているのに加え、「インフレ再燃か? 商品価格とインフレ」、「金融ストレスと景気悪化」、「景気対策としての財政政策」、「新興諸国・地域における経常収支の不均衡」に関するIMFスタッフのレポートが掲載されている。また、今回のIMF「国際金融安定性報告書」においては、第1章において国際金融の安定に対するリスク評価が示されているのに加え、「現下の金融危機における銀行資金調達市場の混乱とその金融政策への影響」、「時価評価会計とプロシクリカリティ」、「新興市場国の株式市場への波及的影響」に関するIMFスタッフのレポートが掲載されている。こうしたIMFのスタッフ・レポートでは、経済分析とそれに基づく政策提言が行われています。なお、IMF「世界経済見通し」と「国際金融安定性報告書」については、IMFのホームページや拙稿ファイナンス6月号「G7、IMFC（国際通貨金融委員会）について」などを参考にして下さい。

【IMF・世界経済見通し、国際金融安定性報告書】

世界経済見通し（2008年10月）：

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2008/02/index.htm>

国際金融安定性報告書（2008年10月）：

<http://www.imf.org/external/pubs/ft/gfsr/2008/02/index.htm>

合的な機能を向上させるための協力を深めることについての決意と共に、②現在の危機が世界に与える影響により、国際的な協力と共に、必要な国においては、マクロ経済政策、流動性供給、金融機関の強化、個人預金者の保護などの重要な分野において、継続した取り組みを行う必要性が高くなったことが強調されました。

その上で、①金融市場が安定し、良く機能することを確保するため、全ての経済的・金融的手段を用いることと共に、②ある国の措置が他国または金融システム全体の犠牲の上になされることがないように緊密な連絡の上で行動することがコミットされました。

そして、G20の財務大臣及び中央銀行総裁は、当日発表されたIMFC声明への支持を表明しましたが、これは、IMFCでG7行動計画を強く支持することが表明されたことを受け、更に

このG7行動計画をG20としても支持することを表明したものです。

IMF・世銀年次総会について

IMF・世銀年次総会は、全185加盟国の大級総務による最高意思決定機関であり、第63回にあたる本年は、ゾラン・スタベレスキーマケドニア旧ユーゴスラビア共和国経済問題担当副首相を議長として、10月13日（月）に開催されました。本年の年次総会においては、まず議長の演説が行われた後、ストロス＝カーンIMF専務理事、ゼーリック世銀総裁による演説、ガリIMFC議長、カーステンス合同開発委員会議長による報告が行われました。その後、米国、中国、日本に始まり、各国の総務演説が行われました。以下、ストロス＝カーンIMF専務理事及びゼーリック世銀総裁の演説、並びに

日本の総務演説を簡単に紹介します。

ストロス＝カーン IMF 専務理事からは、各国が、迅速に、包括的に、協調して行動する限りにおいて現在の金融危機から脱却できるとし、IMF はそのための役割を担っていく旨、及び、市場の信認と安定を回復するために、明確で、包括的で、協調した金融市場への政府の介入が必要である旨の主張がなされました。その上で、そうした各国の行動は、①公的資金の用途を効果的に監視できるように明確な目的を持つ必要があること、②預金保護と債権者保証・不良債権処理と流動性供給・銀行の資本増強について包括的であること、③現在の危機克服後に納税者が利益を共有できるべきという点で、公正でなければならないこと、④世界において、また、地域において協調したものでなければならないことという原則に基づかなければならないことを主張してきた旨の説明がありました。

ゼーリック世銀総裁からは、経済・金融分野における国際協調の新たな運営主体となるグループについて、G7 に加え、ブラジル・中国・インド・メキシコ・ロシア・サウジアラビア・南アフリカの7か国を加えたグループの形成を目指すべきである旨の主張がなされました。ただ、ゼーリック世銀総裁の主張では、このグループは、参加国を固定せず、将来影響力を高めつつある国が、責任を担う意思を有する場合にはこのグループに加えても構わないというものでした。

日本からは、中川財務大臣（日本総務）の総務代理として白川日銀総裁が出席し、総務演説を行いました。総務演説は、世界経済及び国際金融市場の現状について触れた上で、IMF に

期待される役割について提言を行うとともに、開発問題についての世銀への期待を表明するものでした。

総務演説では、まず、世界経済及び国際金融市場について、①昨年8月に勃発した金融危機は、現在、その深刻さの度合いを一段と増しており、②一次産品価格は最近落ち着きをみせているものの、基調的なインフレは昂進しており、この傾向は特に新興国経済や途上国経済において顕著であるとの見方を示されました。

その上で、こうした背景の下、①世界経済は著しく減速すると見込まれること、②現下の金融の混乱に起因する世界的な信用収縮が、新興国経済への民間資金の流入が大きく減少するリスクを増大させるおそれがあること、③各国の政策対応とともに、国際金融システム全体の回復力を詳細に検証することが求められていることについて述べられました。

そして、日本は、①我が国自身の経済成長の確保に努めることにより世界経済の安定に貢献できると考えること、また、②国際金融動向を注視し、国際金融システムの安定を維持すべく最大限の努力を払っていくことについて決意が示されました。

IMF に期待される役割については、金融危機と世界的景気後退に対する懸念の中、IMF の政策手段のみならず、分析・助言能力が後退しているのではないかと懸念を示した上で、IMF が期待される役割を果たすために以下の2つの方策を提案しました。

- － 第1に、IMF は金融危機の影響を受けた先進国経済に対する知的貢献が可能であり、加盟国の実際の経験を集めて整理し、現在金

融危機に直面している国々に対して有効なアドバイスを提供することが重要であること。IMFは、金融市場を分析する能力と資質を向上させるとともに、金融市場の分析とマクロ経済の分析を一体化するべく努力を加速しなければならないこと。

- ー 第2に、国際的な金融危機へのIMFの関与を拡大する余地があり、国際的な金融危機の解決に取り組むこと及びそれに対処する加盟国を支援することが、国際機関としてのIMFの存在意義の核心であること。規模の大きな金融機関を有する新興国や小国が、金融機関への資本注入や預金の保証といった措置を実行する場合、財源確保に当たって困難に直面することが多いと思われ、IMFは、このような場合に資金支援を行う責任を負うべきであり、いかにしてその責任を全うするかについて真剣に検討すべきであること。そのような姿勢が、拡散する金融の緊張に立ち向かうIMFの断固たる決意を市場に示し、そして、信認の回復に顕著な効果をもたらすために必要であること。仮にIMFが追加的な資金を必要とするのであれば、我が国はその資金を補完する用意があること。

開発問題と世銀については、①これまで民間資金が主役となってきた途上国への資金の流れをどのように世銀や地域開発銀が代替していくことができるか、また、萎縮する民間資金に対して世銀グループとしてどのような触媒機能を果たせるかについて、積極的に検討すること、②技術協力・無償資金協力・有償資金協力の3つの援助モダリティを有する世界有数の二国間援助機関となる“新生JICA”（10月1日発足）と世銀とが、お互いの成功事例や知見を取り入

れ合い、密接に連携・協力することで、より効果的かつ効率的な援助を実現し、着実に成果を挙げることに期待が表明されました。

IMFや世銀は抜本的に改革される必要があるとの意見や、両機関は現下の新たな環境に対処すべく一層大きな役割を果たすべきとの意見については、引き続き両ブレトンウッズ機関が強く期待されていることの表れとも解され、日本は、両機関がその有能な人的資源を十分に活用した上で、この強い期待に応えていくことを望んでいると訴え、演説は締めくくられました。

【日本国総務演説等】

財務省ホームページ：<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame.html>

なお、IMF・世銀年次総会における各国の総務演説等については、

<http://www.imf.org/external/am/speeches/listamsp.aspx?year=2008>で見ることができます。

結びに代えて

本稿を書き始めた10月下旬には、米国ワシントンD.C.で11月15日に金融・世界経済に関する首脳会合が開催されることが、米国より公表されました。また、11月8、9日には、ブラジル・サンパウロでG20が開催されることとなっています。かつて金融危機を克服した経験を有する日本としては、国際金融市場の安定性を回復し、金融危機の再発を防止するために、積極的な貢献をしていかなければなりません。こうした会議を目前にして、本稿を書く傍ら、各国と緊密に連絡をとりながら、その成功に向けた準備をしています。